

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
図書館の説明責任不備(第3回投稿)	<p>1月に発生した図書館システムの障害に関して、中央図書館に対して以下の通り問い合わせと回答依頼を行ってきました。</p> <p>1. これまでの経緯 1月 9日(金) 年末年始の図書館システム改修後の初日で、終日レスポンス遅延が発生。 図書館に対し、原因および再発防止策をWebで質問。</p> <p>1月10日(土) 図書館システムのサーバから異常メッセージを検知。 同様に原因・再発防止策をWebで質問。</p> <p>1月22日(木) 図書館よりメール回答。 内容は「想定外の事象により一時的に不安定な状況が発生した」とのみ記載され、 具体的な原因・再発防止策は示されず。 そこで以下を追加で依頼。 ・事象の明確化 ・発生原因 ・再発防止策</p> <p>2月 2日(月) 図書館に電話で確認したところ、担当〇氏より「原因・再発防止策は今では言えない」との回答。 将来的には回答可能と受け取れる内容であった。</p> <p>2月 3日(火) 進展がないため、Webで回答を催促。</p>	<p>図書館からの回答につきましては、令和8年3月25日付のメールで差し上げたとおりです。 御不便をおかけし申し訳ございませんでした。 なお、市政窓口にいただいた御意見・御要望につきましては、担当室課での対応となります。</p>	中央図書館	R8.4.9	R8.4.22

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>2月25日(水) 図書館からメール・電話ともに回答がないため、市政窓口に対し、図書館への回答催促を申請。</p> <p>3月10日(火) 図書館より電話で「原因はアクセス集中であった」との説明。</p> <p>3月11日(水) アクセス集中であったことを裏付ける資料(数値データ)の提示を依頼。</p> <p>3月25日(火) 図書館よりメール回答あり。 しかし、アクセス集中を裏付ける資料の提示はなく、「個別の資料提供は行わない」「今後同様の問い合わせには回答を差し控える」との内容であった。</p> <p>3月26日(水) 図書館への回答促進依頼を市政窓口へ投稿。</p> <p>4月 8日(水) 図書館よりメール回答あり。 しかし内容は「図書館からの回答につきましては、令和8年3月25日付のメールで差し上げたとおりです。」のみであり、質問への回答意思が全く示されなかった。</p> <p>2. 現在の問題点 3月25日および4月8日の図書館からのメール回答は、以下の点で重大な問題があると考えています。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>1) アクセス集中を裏付ける資料の提示を拒否 「想定を上回るアクセスがあった」との説明のみで、CPU使用率やアクセス数などの根拠資料は一切示されていない。</p> <p>2) 行政文書の提供を拒否 「業務上必要な資料は適切に取り扱っているため、個別の提供は行わない」として、資料の存在を認めながら提供を拒否している。</p> <p>3) 説明責任の放棄 「今後、同様の内容のご連絡を頂戴しても回答は差し控える」と明言し、市民からの正当な質問に対する回答を打ち切る姿勢を示している。</p> <p>4) 原因説明として合理性を欠く 1月9日のレスポンス遅延は終日継続しており、一般的なアクセス集中(数分～数時間で収束し、深夜帯は低下)とは整合しない。 この点についての説明も一切ない。</p> <p>以上より、本件は単なる利用者対応の範囲を超え、市政としての説明責任・情報公開・行政文書管理の問題であると認識しています。</p> <p>つきましては、中央図書館が適切に説明責任を果たすよう、市政窓口および教育委員会からの指導(箴言)をお願い致します。</p> <p>3. 図書館に求める回答内容 1) アクセス集中であったことを示す資料 ・1月9日終日および1月10日午前中のサーバーCPU使用率の時系列値 ・上記データに基づく「アクセス集中であった」ことの説明</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>2) アクセス集中であることを立証できなかった場合に求める事項 1月9日のレスポンス遅延が終日継続していたことから、 本件はアクセス集中では説明できないと考えています。 一般的にアクセス集中は数分～数時間で収束し、深夜帯には低下する ため、 終日遅延が続く現象とは整合しません。 そのため、アクセス集中であることを立証できない場合は、以下の事 項について回答を求めます。 ・なぜ根拠のない「アクセス集中」という説明を利用者に行ったのか ・1月9日のレスポンス遅延の原因 ・1月10日の異常メッセージ発生の原因 ・上記2件の原因を裏付ける資料 ・再発防止策</p> <p>4. 回答方法について(教育委員会による検証依頼を含む) 前回の市政窓口への報告に対する図書館からの回答は、 理由の説明がないまま電話でのみ行われ、文書として残されませんで した。 行政の説明責任は、市民に対して内容を明確に示すだけでなく、 後日検証可能な形で行政文書として記録に残すことによって初めて 果たされるものです。 そのため、今回の回答については必ず文書(メール)で行うよう、 図書館にご指導いただければ幸いです。 また、本件は中央図書館および地域教育部が当事者であるため、 同部局への回付では適切な検証が行われません。 教育委員会事務局の教育長、または教育委員会(合議体)による第三 者的な検証と回答 を求めます。</p> <p>5. 市政窓口および教育委員会の対応経過の開示依頼 なお、本件について、 市政窓口および教育委員会が中央図書館とどのようなやり取りを 行ったのか、 回付状況・指示内容・図書館からの回答内容など、行政内部での対応 経過についても併せてご教示ください。 市政窓口および教育委員会がどのような対応を行っているのかが不 明確なため、 適切な検証が行われているか確認する必要があります。</p> <p>以上、よろしくお願い申し上げます。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
給食について	<p>子どもの給食費無料はとてありがたいですが、無料にしないでほしいので、あともう一品増やしてほしいです。</p> <p>日々子どもたちのために美味しい給食を作ってくださいるのは重々承知していますし、毎月の献立にも目を通しております。ですが、やはり品数も食材の種類も少ないと思います。</p> <p>成長期で食べ盛りの子どもにもっとしっかり食べさせてほしいです。</p>	<p>本市の小学校給食は、学校給食摂取基準に沿った、また食育の観点からも様々な食材を使用し、伝統的な食事などバラエティに富んだ提供ができるよう、献立を作成しております。同時に、衛生管理や危機管理の観点から、調理工程・作業動線で汚染と非汚染やアレルギーとなる食材の交差を避けるなど、食材の使用についても注意を払うことが必要となります。</p> <p>このため、栄養価や調理工程・作業動線などを総合的に判断し、献立を立案しておりますが、この度の御意見につきましては真摯に受け止め、栄養教諭とも共有し、献立作成の際の参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、無償化については国の施策により実施しておりますが、本市が提供する給食に支障が出ることがないように、給食単価につきましても注視してまいります。以上、御理解いただきますよう、よろしくお願いたします。</p>	保健給食室	R8.4.2	R8.4.17
図書館の説明責任不備	<p>1月に発生した図書館システムの障害に関して、中央図書館に対して以下の通り問い合わせと回答依頼を行ってきました。</p> <p>1. これまでの経緯 1月9日(金) 年未年始の図書館システム改修後の初日で、終日レスポンス遅延が発生。 図書館に対し、原因および再発防止策をWebで質問。 1月10日(土) 図書館システムのサーバから異常メッセージを検知。 同様に原因・再発防止策をWebで質問。 1月22日(木) 図書館よりメール回答。 内容は「想定外の事象により一時的に不安定な状況が発生した」とのみ記載され、 具体的な原因・再発防止策は示されず。 そこで以下を追加で依頼。 ・事象の明確化 ・発生原因 ・再発防止策 2月2日(月) 図書館に電話で確認したところ、担当O氏より「原因・再発防止策は今では言えない」との回答。 将来的には回答可能と受け取れる内容であった。 2月3日(火) 進展がないため、Webで回答を催促。 2月25日(水) 図書館からメール・電話ともに回答がないため、市政窓口に対し、図書館への回答催促を申請。</p>	<p>図書館からの回答につきましては、令和8年3月25日付のメールで差し上げたとおりです。 ご不便をおかけし申し訳ございませんでした。</p>	中央図書館	R8.3.26	R8.4.8

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>3月10日(火) 図書館より電話で「原因はアクセス集中であった」との説明。 3月11日(水) アクセス集中であったことを裏付ける資料(数値データ)の提示を依頼。 3月25日(火) 図書館よりメール回答あり。 しかし、アクセス集中を裏付ける資料の提示はなく、「個別の資料提供は行わない」「今後同様の問い合わせには回答を差し控える」との内容であった。</p> <p>2. 現在の問題点 3月25日の図書館からのメール回答は、以下の点で重大な問題があると考えています。</p> <p>1) アクセス集中を裏付ける資料の提示を拒否 「想定を上回るアクセスがあった」との説明のみで、CPU使用率やアクセス数などの根拠資料は一切示されていない。</p> <p>2) 行政文書の提供を拒否 「業務上必要な資料は適切に取り扱っているため、個別の提供は行わない」として、資料の存在を認めながら提供を拒否している。</p> <p>3) 説明責任の放棄 「今後、同様の内容のご連絡を頂戴しても回答は差し控える」と明言し、市民からの正当な質問に対する回答を打ち切る姿勢を示している。</p> <p>4) 原因説明として合理性を欠く 1月9日のレスポンス遅延は終日継続しており、一般的なアクセス集中(数分～数時間で収束し、深夜帯は低下)とは整合しない。 この点についての説明も一切ない。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>以上より、本件は単なる利用者対応の範囲を超え、市政としての説明責任・情報公開・行政文書管理の問題であると認識しています。つきましては、中央図書館が適切に説明責任を果たすよう、市政からの指導(箴言)をお願い致します。</p> <p>3. 図書館に求める回答内容</p> <p>1) アクセス集中であったことを示す資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月9日終日および1月10日午前中のサーバーCPU使用率の時系列値 ・上記データに基づく「アクセス集中であった」ことの説明 <p>2) アクセス集中であることを立証できなかった場合に求める事項</p> <p>なお、1月9日のレスポンス遅延が終日継続していたことから、本件はアクセス集中では説明できないと考えています。一般的にアクセス集中は数分～数時間で収束し、深夜帯には低下するため、終日遅延が続く現象とは整合しません。そのため、アクセス集中であることを立証できない場合は、以下の事項について回答を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ根拠のない「アクセス集中」という説明を利用者に行ったのか ・1月9日のレスポンス遅延の原因 ・1月10日の異常メッセージ発生の原因 ・上記2件の原因を裏付ける資料 ・再発防止策 <p>4. 回答形式について</p> <p>前回の市政窓口への報告に対する図書館からの回答は、理由の説明がないまま電話でのみ行われ、文書として残されませんでした。</p> <p>行政の説明責任は、市民に対して内容を明確に示すだけでなく、後日検証可能な形で行政文書として記録に残すことによって初めて果たされるものです。</p> <p>そのため、今回の回答については必ず文書(メール)で行うよう、図書館にご指導いただければ幸いです。</p> <p>以上、よろしく願い申し上げます。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市立学校の修学旅行等における業者・団体・宿泊先の選定について	<p>ニュースになっている通り、〇〇高校の修学旅行で事故が起きました。</p> <p>事故原因・市民団体・保険の有無・保護者への事前説明の有無など、現在調査中とのことですが、思想の強い団体であったとのこと、小学生の子を持つ親として吹田市は大丈夫だろうかと心配するようになりました。</p> <p>修学旅行だけではなく林間体験や遠足等でも、様々な施設や団体と関わることがありますが、それがどのような団体(法人・市民団体・ボランティア等)で、どのような理由で選定され、事故等の際はどこに責任が行くのか、また怪我等が生じた場合の保険はどうなるのかなど、一般の保護者にはどこまで情報を事前に開示していただけるのでしょうか。</p> <p>〇〇高校の場合では、当日の乗船が保険外であったこと、過激な思想を持った団体であること、教職員が船に同乗していなかったことも問題になっています。</p> <p>今回の件に関連し、宿泊がホテルではなく民泊・民宿泊だったことで非常に不快な思いをしたという情報も流れています。吹田市立の小中学校における宿泊を伴う行事において、民泊・民宿泊を利用する場合の学校側の管理方法や食事内容、睡眠・入浴時等のプライバシーの管理などが事前に分かなければ大切な子供を任せることができません。</p> <p>今回の問い合わせで、各学校の行事を全て明らかにすることは無理だと思うので、どこまでが学校長の判断なのか、吹田市として内容を指導することができるのか、保険や教職員の管理体制に一律の決まりがあるのか、また今回の事故により行事の見直しや宿泊先の選定の管理を強固する予定があるのかお教えてください。</p>	<p>市内小中学校における修学旅行や林間学習等の宿泊を伴う行事は、教育課程の一環として実施されており、具体的な行程内容、訪問先、宿泊先、体験活動の内容等については、各学校の実情や教育的効果等を踏まえ、校長の責任のもと決定されております。</p> <p>旅行者や利用する施設、体験活動の選定にあたっては、各学校において教育的意義や安全面、受入体制、実績等を総合的に考慮し検討をしておりますが、その具体的な選定過程や判断については、各学校に委ねられております。</p> <p>また、宿泊を伴う行事において事故やけが等が発生した場合には、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度及び学校旅行保険の対象となる場合がありますが、適用の可否や範囲については、事案の状況を確認したうえで判断されるものです。</p> <p>保護者への説明につきましては、各学校において、行程内容や体験活動の概要、宿泊形態(民泊を含む)等について、事前説明会等により周知が図られているものと認識しておりますが、その具体的な説明内容や範囲については、各学校の判断によるものです。</p> <p>なお、民泊や民宿を利用する場合の具体的な対応につきましては、受入先の状況確認や生活面に関する配慮事項の整理、緊急時の連絡体制の確保等を含め、各学校において計画・実施されるものであり、本市教育委員会として一律に詳細を定めているものではありません。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、各学校に対し、児童生徒の安全確保が適切に図られるよう、指導・助言を行っておりますが、ご指摘のような事案を踏まえ、旅行者や利用する施設、体験活動の選定、引率体制、緊急時対応等について、より一層慎重な検討を行うよう指導・助言してまいります。</p> <p>何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	学校教育室	R8.3.23	R8.3.31

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>図書館の説明責任不履行の件</p>	<p>1月9日以降に発生した図書館システムのレスポンス遅延について、年末年始に実施されたシステム改修が何らかの要因となった可能性があると考え、原因および再発防止策の説明を図書館に求めました。</p> <p>しかし、図書館からは「復旧しているため回答の必要はない」との回答のみで、復旧に至るまでのプロセス、原因分析の有無、再発防止策の検討状況について一切の説明がありませんでした。</p> <p>公共サービスの障害に関する説明責任は行政の基本的義務であり、市民として正当な説明を求める権利があります。「復旧したから説明しない」という対応は、説明責任を果たしているとは言えず、行政運営上の問題と考えています。</p> <p>つきましては、本件は図書館単独の判断ではなく、市としての行政運営上の問題と考えております。</p> <p>そのため、図書館に丸投げするのではなく、市としての責任ある立場から、以下の点についてどの部門がどのように対応するのかを明確にしたうえで、市としての公式な見解をご回答願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害原因および再発防止策を利用者に開示しないと判断した理由 ・障害の原因 ・再発防止策 ・上記に関する市としての確認・監督状況 <p>また、中央図書館職員が原因および再発防止策について「今は言えない」と述べた件は、将来的には回答可能となることを前提とした発言と解されますが、図書館からは全く回答がありませんので、市としての見解を伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どの段階で回答可能となるのか ・回答可能となるために必要な市としての手続きや確認事項は何か <p>なお、2月3日に図書館へ上記の問い合わせを行いました。3週間を経過した現在も図書館からは一切の連絡がなく、市民サービスを軽視しています。</p> <p>図書館の対応そのものが、市民への説明責任を果たしていないことは明らかですので、市として、図書館並びに地域教育部に対する指導・監督を含めた対応方針を示したうえで、市としての前述した質問に対する回答期限を設定し、その期限をメールでご連絡いただければ幸いです。</p> <p>本件は単なる図書館サービスの問題ではなく、市としての説明責任および市民対応の適正性に関わる問題と認識しています。</p>	<p>1月9日及び1月10日に図書館にいただいた3件の問合せにつきましては、1月22日に送信した回答メールの内容のとおりです。システム更新に係る休館明けに図書館ホームページへのアクセスを多くいただき、ホームページが見られない等のご不便をおかけいたしました。申し訳ありませんでした。</p>	<p>中央図書館</p>	<p>R8.2.25</p>	<p>R8.3.10</p>

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>図書館の自動貸出機の「閉じる」ボタンについて 2</p>	<p>2月20日に頂いた回答についてお尋ねします。</p> <p>>利用者自身で手続きを完了したことを確認していただくための画面となり、</p> <p>>今回の更新についても仕様の変更はございません。</p> <p>この回答は「市民の声」2022年3月分の40の</p> <p>>自動貸出機の仕様のため、変更は難しいですが、今後の参考として御意見を賜ります。</p> <p>と異なります。</p> <p>・なぜ回答が変わったのか</p> <p>・どちらの回答が正しいのか</p> <p>お教えてください。</p> <p>>ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>回答が変わっているのに理解することはできません。矛盾した文言を押しつけないでください。</p> <p>「市民の声」で書いたように、「貸し出し終了」といった文字を2,3秒表示する、あるいは初期画面に戻れば手続きを完了したことは確認できます(スーパーの自動レジはそうになっています)が、なぜそれでは駄目なのかお教えてください。</p> <p>前の利用者が「閉じる」ボタンを押さずに立ち去ったとき、後の利用者が「閉じる」ボタンを押さねばならない事態が起きていますが、この問題にどう対処するのかお教えてください。</p> <p>また、</p> <p>メールの件名が「回答)お問合せ受付」では、どの問い合わせに対する回答かわかりません。</p> <p>メールの名前も「toiawase@lib.suita.osaka.jp」では、送り元がどこかわかりません。</p> <p>これらは以前にも市役所に指摘していますし、標準的なビジネススキルです。</p> <p>ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>※No.8778と合わせて回答。</p> <p>2月20日に頂戴いたしました「図書館の自動貸出機の「閉じる」ボタンについて 2」「図書館のウェブサイトなどについて 2」につきまして、当市の回答といたしましては、前回、御回答申し上げましたとおりでございます。今回、お寄せいただきました内容につきましては、御意見として承ります。</p>	<p>中央図書館</p>	<p>R8.2.20</p>	<p>R8.3.5</p>

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>図書館のウェブサイトなどについて 2</p>	<p>「市民の声」2022年3月分の40「図書館のウェブサイトなどについて」への回答についてお聞きします。</p> <p>=====</p> <p>■ 姓名の間にスペースを挟むと検索できない件</p> <p>=====</p> <p>> 検索結果が多くなるため、文字数が1字の場合は完全一致での検索設定を行っております。著者の姓名が1文字の場合は、スペースを空けずに続けて入力し検索をしてください。</p> <p>この仕様には以下の問題があると考えます。</p> <p>1. 利用者の入力行動と整合していないこと 一般的に、日本語の姓名は「姓+スペース+名」で入力することが自然です。実際、「赤川 次郎」はスペースありで検索可能であり、同一画面上で動作が統一されていません。</p> <p>2. 利用者に追加的な判断を強いること 検索時に「この著者の名は1文字かどうか」を利用者が事前に判断しなければならない設計になっていますが、ほとんどの利用者はそれを知らない筈です。 これは検索システム側が吸収すべき差異であり、利用者に識別負担を課す設計は合理的とは言えません。</p> <p>3. 一貫性の欠如 同じ姓名検索にもかかわらず、「赤川 次郎」は検索可能で「井上 靖」は検索不可という挙動は、利用者から見ると不具合に見えます。</p>	<p>※No.8777と合わせて回答。 2月20日に頂戴いたしました「図書館の自動貸出機の「閉じる」ボタンについて 2」「図書館のウェブサイトなどについて 2」につきまして、当市の回答といたしましては、前回、御回答申し上げたとおりでございます。今回、お寄せいただきました内容につきましては、御意見として承ります。</p>	<p>中央図書館</p>	<p>R8.2.20</p>	<p>R8.3.5</p>

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>「仕様である」という説明は、利用者体験上の不自然さを解消する理由にはなりません。</p> <p>4. 設計の過剰制御 そもそも「井上 靖」は1字ではありません。市の説明は「靖」一文字で検索した場合であり、「井上 靖」で検索した場合の説明になっていません。</p> <p>つまり現在は、複数の文字の中に“一文字のものが一つでもあれば”完全一致にしています。しかし「井上」と「靖」で検索すれば検索結果は多くなるから、完全一致にする必要はありません。</p> <p>検索システムは、利用者の入力揺れを許容する方向で設計されるのが一般的です。少なくとも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姓名間のスペース有無を吸収する ・1文字名の場合も部分一致を許容する <p>といった処理は可能ではないでしょうか。</p> <p>=====</p> <p>■検索画面から「図書館ホーム」をクリックしたときだけ新しいタブが開く</p> <p>=====</p> <p>>蔵書検索画面から図書館のホームページトップに戻る場合、わかりやすいように新しいページを立ち上げる設定にしております。</p> <p>とありましたが、現在は新しいタブが開かないようになっています。前回の回答によれば、これは「わかりにくい」のではないのでしょうか。そもそも何が「わかりやすい」のか不明です。なぜ変更したのか、ご説明ください。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
公民館での飲食	公民館で飲食NGと言われました。 市民が集う場で、いろんな生涯学習のための公共施設だと思うのですが、合間に軽食や茶菓子、飲み物などは一般感覚的に良いのではと思うのですが。 感染対策で禁止という感じもしないです。他の市民が行けるコミュニティセンター等ではOKのところもあるようです。 もちろんゴミ持ち帰りは必須ですし、万が一汚したら弁償で良いと思います。	コミュニティセンターと異なり、公民館は社会教育法に基づき、地域の学習拠点として設置しています。社会教育施設である公民館は、文化祭の模擬店、主催講座、グループ活動による調理実習等を除き、飲食を目的とした利用については禁止しており、原則飲食禁止としております。ただし、水分補給を目的とした飲み物については、持ち込み可としております。御理解いただきますようお願い申し上げます。	まなびの支援課	R8.2.17	R8.3.3
学びの多様化学校に関する意見	豊中市は、「学びの多様化学校」を令和9年に設置予定です。 吹田市も「学びの多様化学校」を早期に設置できるよう、検討して下さい。	本市におきましても、学校に通いづらい児童・生徒が孤立・孤独を感じることなく安心して過ごせる多様な居場所の確保は必要であると考えており、「学びの多様化学校」もその検討課題の一つとして他市の動向を注視しておりますが、現時点では、不登校児童・生徒支援施設である教育支援教室「あるくの森」において、市内小・中学校と連携した支援充実に注力しております。 引き続き、「あるくの森」を中心に市内公共施設と連携した支援やメタバース空間を活用した支援など市独自の支援体制を構築し、多様な居場所、学びの場の確保に努めてまいります。	学校教育室	R8.2.18	R8.3.2
図書館の自動貸出機の「閉じる」ボタンについて	「市民の声」2022年3月分の40で、図書館の自動貸出機で貸し出しが終わった後に「閉じる」ボタンが表示されますが、これは画面をタッチする手間が増えるので不要ではないかと問い合わせました。 その回答は「自動貸出機の仕様のため、変更は難しい」でした。 ところが最近、レシートを印刷する前に「レシートを印刷しますか？はい/いいえ」という分岐が挿入されました。以前はこの分岐はなく、強制的にレシートが印刷されていました。 この分岐が挿入できるのに「閉じる」ボタンがなくせない理由をご説明ください。	このたびの機器更新にあたり、貸出レシートの有無を選択できる新しい自動貸出機を導入いたしました。自動貸出機の「閉じる」ボタンの仕様につきましては、利用者自身で手続きを完了したことを確認していただくための画面となり、今回の更新についても仕様の変更はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。	中央図書館	R8.2.9	R8.2.20
中学校の制服代について	校区の中学校の制服は、注文時に代金が知らされません。着払いで受け取る際に初めて金額が分かり、その場で支払う仕組みになっています。学校指定の制服しか選択肢がない中で、事前に金額が分からないのは不安です。あらかじめ代金を明示していただきたいと思えます。 また、給食費など子育て支援の施策を進めていただいていることには感謝していますが、物価高が続く中で制服代も家計の大きな負担となっています。高額な制服代についても目を向けていただき、より安価な選択肢の検討をお願いしたいです。	まず、制服の注文時における金額の提示についてですが、本市立中学校においては、制服販売業者等より事前に配付される案内文書や採寸時の申込書等を通じて、価格の目安が分かるよう案内がなされているものと認識しております。 しかしながら、ご指摘のように事前に金額が十分把握できない状況がある場合は、業者もしくは進学予定の学校へご相談いただくことで、具体的な確認が可能になるものと考えております。 また、いただいた「安価な選択肢の検討」というご要望についても、まずは学校へ直接お届けいただくことで、学校側も次年度以降の検討材料として、より具体的に議論を深めることが可能となります。 教育委員会といたしましては、各学校が保護者の皆様の声に真摯に耳を傾け、無理のない範囲で柔軟な対応や工夫が行われるよう、引き続き各校の状況を注視してまいります。 このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。何卒よろしく願いいたします。	学校教育室	R8.2.9	R8.2.13

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
小学校の学校開放について	<p>土曜日の朝に行っている学校開放での利用についてお聞きします。先日、〇〇小の学校開放に参加していた保護者や子どもとお話をしていましたら、〇〇市の小学生とその保護者であり、〇〇の練習として参加していると話されていました。</p> <p>ホームページには校区の子どもが使用できる時間だと思えますが他市の小学生は参加できるのでしょうか。</p> <p>あと、小学校で配っている土曜日の朝のサッカー教室の案内には〇〇、〇〇と名前が入っており2人とも〇〇の関係者であり、1人は〇〇の代表であります。またもう1人は学校開放のスタッフとお聞きしています。</p> <p>他にも色々聞いていますが、この教室の参加について、スタッフの方が見て見ないふりをしているのかそれともサッカーチームに忖度をしているのか、市としてそのような使い方は良いのですか。おしえてください。</p>	<p>学校開放事業は子供たちに安心して安全な遊び場を提供するため、吹田市教育委員会が地区青少年対策委員会へ依頼し、青少年対策委員会が当該校区に通学する幼児・児童・生徒及びその保護者を対象に運営・管理を行っている事業です。この事業は毎週土曜日の午前9時から正午まで(学校休業日、祝日を除く)、実施しています。</p> <p>〇〇地区については〇〇中学校区地域教育協議会と〇〇地区青少年対策委員会で連携し、「〇〇」という地域の教室を開催しています。教室の1つとして土曜日の午前中にサッカースクールを開催しており、希望者は参加できると伺っています。</p> <p>また、〇〇としての週末の活動は、土曜日の午後や日曜日に小学校のグラウンドを使用していると伺っています。</p> <p>学校開放事業の利用者の利用スペースを確保し、安全に配慮することが条件ですが、学校開放事業の時間帯に活動スペースを分けて利用することは全地区共通で認めています。よろしく願いいたします。</p>	青少年室	R8.1.19	R8.1.23
C106-2。市HP「吹田市インフルエンザ-学級閉鎖校(2025年11月30日現在)」について提言。	<p>標題について、市HPに12月2日に掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていません。⇒市民に周知が来ていたとは、思えません。何故、新着情報に掲載されないのでしょうか？</p> <p>⇒添付画像。C106-2。市HP「吹田市インフルエンザ-学級閉鎖校(2025年11月30日現在)」。新着に無し</p> <p>・12月1日まで学級閉鎖の学校が、7校あります。周辺の学校および市民への周知が必要と思います。</p> <p>⇒添付画像。C106-2。吹田市インフルエンザ-学級閉鎖一覧。～12月1日迄が7校</p> <p>※広報課、市議会の文教市民常任委員会の委員長ならびに健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>臨時休業した学校を定期的に報告することで、市民を始めとする広範な関係者に情報提供することを目的としており、臨時休業があった情報は、各学校や関係機関へ報告しているため、本市HPの新着情報への掲載は考えておりません。</p>	保健給食室	R7.12.22	R8.1.9
中学校給食の件	<p>市外の高校に通う息子が、吹田市だけが中学校給食が不味いという話がクラスで話題になったそうです。</p> <p>池田市、豊中市は、美味しいが吹田市の子達は、まずかった。と口々に話したそうです。</p> <p>親としては、給食の制度があるだけでありがたかったですが、こうやって、不味い思い出として、残るのは、とても悲しいことだと思います。</p> <p>これからの中学生のために、いち早く改善されることを願います。</p>	<p>当室では献立作成に携わっている栄養士を中心に、毎日複数の職員が検食を兼ねて生徒と同じ給食を喫食し、調理が適切か、また味付けに問題がないかなど確認しております。また、毎年、希望する学校に関してはPTAを通じて試食会を行っておりますが、保護者の方々からは大変好評をいただいております。</p> <p>一方で、本市で提供するデリバリー方式の中学校給食の副食(おかず)は、食品安全衛生関係法令により、食中毒防止の観点から、給食提供まで温度(10度以下)を保持するため冷蔵庫で保管しており、おかずが冷たいという声は一部でいただいております。</p> <p>他市とは給食の提供方式が異なるため、比較することは難しいですが、本市では令和10年度中のセンター方式による全員給食の開始に向けて取り組んでおり、温かい給食の提供を行う予定です。</p> <p>今後も安全で栄養バランスに配慮した給食を提供するとともに、よりおいしい給食提供になるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。</p>	保健給食室	R7.12.12	R7.12.24

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
まちなかりビング北千里の利用について	吹田市青山台に在住している〇〇と言います。まちなかりビング北千里を家族で利用しますが、本を借りて少し読もうにも教科書を持ち込んでいる中高生ばかりでまったくそのスペースがありません。市民全員が気持ちよく利用できる施設として、スペースの時間制限、利用回数制限を導入すべきではないでしょうか。図書施設は塾の自習室ではありません。ぜひ行政のご検討ご対応をお願いいたします。	<p>いつも吹田市立図書館をご利用いただき、ありがとうございます。また、この度は、まちなかりビング北千里の利用について、ご不便をおかけし申し訳ございません。</p> <p>以下、施設を管理しております指定管理者からの回答となります。</p> <p>この度は、まちなかりビング北千里の利用についてご意見をいただきありがとうございます。またご来館時にご不便をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。</p> <p>開館以来多くの市民の皆様にご利用いただき感謝申し上げます。特に土曜日曜を中心にご来館の方が多く日が続いています。その為、ご来館者の方に十分な席数をご用意できず大変申し訳ございません。ご指摘いただいた中高生の利用についてもテーブル席や電源を利用できる席を中心にご利用が多くなっています。読書でご利用の際にはソファ席やブラウジング席を使用される方も多く、緩やかなゾーニングを行う中で、ご来館の皆様がお互いに譲り合う形でご利用いただければと考え、特に利用制限等は設けておりません。</p> <p>混雑時にはご指摘の状態が発生していることも承知しており、大変申し訳なく存じます。</p> <p>今回頂いたご意見からも私共施設側の説明不足や広報不足を痛感いたしました。重ねてお詫び申し上げます。まだまだ至らなさもあろうかと思えます。今後とも施設についてお気づきのことがございましたら、遠慮なくお伝えください。</p>	中央図書館	R7.12.8	R7.12.18
小学6年生の中学校見学について	子どもが山三小学校でお世話になっております。統合前は山五小学校に通っていましたが、6年生になったら中学校に見学に行きますが、今回西山田中学校だけの様子。統合後10年間は進学する中学校を、西山田中学校か、山田中学校か選べるようにする、と吹田市は約束してくれました。もしかしたら山田中学校に行くかもしれない中で、西山田中学校しか見学ができないのはどうなのかと。希望者だけでもいいので、山田中学校も見学できるようにしていただけないでしょうか？	<p>今年度につきましては、山田中学校を見学いただける機会としまして、6年生児童のみの参加となりますが、本年12月12日(金)に見学会を予定しております。また、保護者向けの一斉見学会は予定しておりませんが、同校を見学したいというお声を頂いていることから、個別での対応を予定しております。近々、山田第三小学校又は山田中学校からその旨のお知らせが配付されますので、ご希望の場合は、山田中学校まで御連絡をいただき、日程等の調整をお願いいたします。</p> <p>お手数をおかけしますが、御理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>	教育未来創生室	R7.11.27	R7.12.8

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
小学校の学区について	<p>子が来年度に東山田小学校へ入学いたします。とても遠いです。車通りも多く、歩道も狭いです。近隣の中学、高校生が自転車で往来しており歩道を通るため歩行者は危険です。</p> <p>元々この学区は南山田小学校の学区でした。近くには千里丘北小学校もあり、東山田が一番遠いです。</p> <p>なぜそのような学区割にされたのでしょうか？何度も子どもと歩きましたが子供の足で35分かかり、雨の日などどうするのだろうと不安しかありません。</p> <p>人数調整だとは存じていますが、通う学校を選択させて欲しいです。</p>	<p>吹田市ホームページ「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」よりお問合せいただきました指定校以外への就学希望の件につきまして、学務課より回答いたします。</p> <p>吹田市では居住地によって校区が定められております。そのため、原則は校区の学校へ就学していただくこととなります。学校選択制は実施しておりません。</p> <p>ただし、保護者の申立てにより、本来の指定校以外の学校への就学を認める場合があります。条件等については以下URLより吹田市ホームページ(ページ番号1003434「校区外通学(指定校変更・区域外就学)」)をご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018281/1018284/1003434.html</p> <p>学校区については、学校の規模に応じ、居住地によって設定しております。校区の中心に学校が位置していないことから、指定校より近い学校がある地域もあります。 (ご参考に、お住まいの地域については、平成15年4月に学校規模適正化のため、山田第二小学校区から東山田小学校区に変更となった経緯があります。)</p> <p>指定校までの通学路の確認及び通学時に関するご不安につきましては、学校または、通学路を所管する学校教育室にご相談ください。</p> <p>また、通学路の安全面につきましては、教育委員会、警察及び道路管理者などの関係機関が連携し、定期的に安全点検を行っていますので参考までにお伝えします。詳しくは以下URLより吹田市ホームページ(ページ番号1009959「通学路及び未就学児が移動する経路等の安全点検」)をご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018186/1017973/1009959.html</p> <p>以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	学務課	R7.11.25	R7.11.28

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
窒息救助装置(喉詰まり吸引機)の設置希望	<p>給食のウズラの卵で窒息死されたお子さんのニュースを見て、全ての小学校に「窒息救助装置(喉詰まり吸引機)」を置くべきだと思い連絡させていただきました。</p> <p>調べてみると効果もあるし、値段もそこまで高いものではないので、ぜひ吹田市の全ての小学校に置いてあげて欲しいです。</p>	<p>「うずら卵」の取扱については、令和6年2月に発生した小学校給食における窒息事故を受けて、文部科学省及び大阪府教育庁から提供を中止するのではなく窒息事故未然防止のポイントとして、通知がありました。本市といたしましてはこれを受けて、小学校給食におけるうずら卵の提供方法の見直しを行い、提供しております。</p> <p>本市の提供方法といたしましては、以下の通りです。</p> <p>(1) 毎年度、1学期は提供しない</p> <p>特に、1年生は初めての集団給食になるため、この間に食べ方のマナーなどを身につけ、集団の給食時間に慣れてもらうことを優先します</p> <p>(2) 2学期以降の提供時には必ず「しっかり噛んでゆっくり食べましょう」と毎日のおしらせに記載し、給食前に読み上げることを徹底する</p> <p>(3) うずら卵が入っていることがわかるように、使用食材がシンプルな献立を心掛ける</p> <p>(4) 提供時には、通常以上に児童の状況を観察する</p> <p>以上のように、本市といたしましては、うずら卵に限らずしっかり噛んでゆっくり食べることが事故を未然に防ぐことにつながると考えております。</p> <p>また、万が一のどを詰まらせるような事態が生じた場合は、文部科学省の食に関する指導の手引に基づき、119番通報するとともに、初期処置(背部叩打法や腹部突き上げ法など)に努めるなど、重大事故につながらないように速やかに対処するよう、全校に周知しております。</p> <p>今後も安心して安全なそして様々な食体験ができるような給食の提供に尽力してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。貴重なご意見、ありがとうございました。</p>	保健給食室	R7.10.21	R7.11.11
C61-市HPの“イベントカレンダー”に表示の「9月の無料観覧デー」のタイトルに提言。	<p>1) 標題の「9月の無料観覧デー」のタイトルでは、何の観覧か、クリックしないと分かりません。⇒タイトルに“吹田市立博物館”の付記が必要と思います。</p> <p>⇒添付画像。C61。イベントカレンダー。9月23日「9月の無料観覧デー」</p> <p>2) タイトルの末尾に“展示・発表会”の語句が有りますが、何の発表会?…。⇒発表会であれば、予約申込が必要なのでは?…と考えてまいります。</p> <p>※市民目線をお願いします。</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市HP内のイベントカレンダーの表示「9月の無料観覧デー」につきまして、吹田市立博物館である旨の付記が必要との御意見をいただき、修正いたしました。</p> <p>また、「展示・発表会」というカテゴリにつきましては、市HPが定めているカテゴリから選択しているものであり、このたびは、博物館の展示が観覧無料であるため、最も適切と思われるカテゴリの「展示・発表会」を選択いたしました。</p> <p>いただきました御意見を踏まえ、市民の方の視点に立ち、わかりやすい掲載を心掛けてまいります。</p>	文化財保護課	R7.9.11	R7.9.25

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
【問い合わせ】 吹田市内小中学校でのウサギ飼育についての確認	<p>市内小中学校におけるウサギ飼育についてお伺いしたく、ご連絡差し上げました。</p> <p>近年、学校でのウサギ飼育については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物虐待につながる「不適切飼育」が起りやすいこと ・教員の負担増 ・気候変動によるストレスや死亡リスクの増大 ・動物アレルギーの子どもへの配慮の必要性 <p>などの理由から、全国的に見直しや廃止の動きが広がっていると承知しております。</p> <p>つきましては、現在、吹田市内の小中学校でウサギを飼育している学校はあるかどうかについて、ご教示いただけますでしょうか。</p> <p>お忙しいところ恐れ入りますが、ご回答いただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>現在、吹田市でウサギを飼育している学校は小学校1校、中学校0校でございます。</p>	学校教育室	R7.8.28	R7.9.12
小学校における日本語教育環境の整備についてのお願い	<p>近年、公立小学校において、日本語が十分に理解できない児童が在籍している例が見受けられます。授業中に先生方が日本語支援を同時に行わざるを得ない場面もあり、学級全体の授業進行や、児童全員の学習機会に影響が出るのではないかと懸念しております。</p> <p>つきましては、以下のような対応をご検討いただければ幸いです。</p> <p>本来、日本に移住される方々は、日本語を学び、家庭で子どもに必要な準備をさせる責任があると考えます。教育現場や市の限られた税金が過度に割かれることのないよう、以下の点をご検討いただきたく存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国籍の児童が公立学校に入学する際、日本語能力に関する一定の条件や準備を求めること ○日本語教育については、まず家庭や保護者が責任を持って取り組むよう周知・指導を強化すること ○学校や先生方が過度に負担を負わない仕組みを整備すること ○現状の授業の妨害の可能性があった場合は直ちに対応すること <p>子どもたち全員が安心して学べる教育環境を守るため、ぜひともご検討いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p>	<p>本市では、日本語指導が必要な児童生徒が増加している現状があるため、それに伴って教員の負担軽減も含め、日本語指導の在り方を見直す必要があると考えています。日本語指導が必要な児童生徒への指導には学校と家庭の連携は欠かせません。そのため、本市では対象となる児童生徒の転入の連絡があった時点で、市の日本語教育の方針や取組をご理解いただくために様々な情報を提供し、ご準備いただくとともに、学校に対しては通訳者を派遣したり、AI翻訳機を貸与したりするなどのサポートを行い、学校と家庭が協力して、他の児童生徒も含む、全員が安心して学校生活を送れるよう支援を行っております。</p> <p>この度は貴重なご意見ありがとうございました。頂戴したご意見も参考にさせていただき、今後も引き続き、日本語指導体制について様々な検討を進めてまいります。</p>	学校教育室	R7.8.25	R7.9.3
給食センターについて	<p>摂津市に建設する給食センターについて、再度説明会をすべき！</p>	<p>食の実装施設として給食調理機能を有する第2アライアンス棟(第I期)の整備・運営事業については、現在事業者の公募手続きを進めており、公募に係る適正性の確保等のため、同事業に係る説明会の開催は、事業者の決定後を予定しております。</p>	健康まちづくり室	R7.8.12	R7.8.25

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市不登校ポータルサイトに最新情報が反映されない件について	<p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室へ令和7年3月27日より修正を依頼していますが、現時点で最新情報が反映されていません。 また進捗状況を問い合わせても回答がなく、放置されています。適切に対応してください。</p> <p>経緯は以下をご確認ください。</p> <p>〇〇 8月2日(土) 10:33 (1 日前) To 吹田市</p> <p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>メールをお送りしてから、2週間経過しそうですが、反応がありません。 放置されているのでしょうか。</p> <p>非常に残念です。</p> <p>2025年7月20日(日) 9:23 〇〇</p> <p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>その後、2ヶ月経過しましたが、まだでしょうか。</p>	<p>返信が遅くなり、また、長いお時間を頂戴し、申し訳ございませんでした。</p> <p>関係室課との調整が終わりましたので、令和7年8月14日付で不登校ポータルサイトを更新したことをお知らせいたします。</p> <p>なお、ハンドブックについては最新の取組等を反映するための調整を実施しております。改訂が完了次第、更新する予定となっておりますので、今しばらくお時間頂戴することについてご了承願います。</p>	学校教育室	R7.8.4	R7.8.18

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>忘れられているのではないかと懸念がありますので、中間報告だけでもいただけないでしょうか？</p> <p>2025年5月15日(木) 0:02 ○○ 吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>ご連絡ありがとうございます。 関係機関と調整中とのこと承知しました。 では、更新されるまでお待ちしますので、更新されたましたらお知らせください。</p> <p>お返事なければ、市民の声へ投稿しようと考えていました。 業務多忙とは思いますが、最初のお返事だけでは更新されるのかどうか明記がなく、また返事がありませんと、メールが届いているのか、対応する気があるのかも分かりませんので、こちらが催促しなくても、最初から、調整中である旨の連絡をいただければと思います。</p> <p>催促するのも時間の無駄ですので、一定期間、回答に時間を要するのであれば、その旨だけでもお知らせください。</p> <p>以上、ご連絡までに。</p> <p>2025年5月14日(水) 17:08 吹田市 学校教育室 kyo_sido@city.suita.osaka.jp ○○様</p> <p>平素より、本市教育行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 返信が遅くなり、申し訳ございませんでした。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>現在、更新内容について関係室課との調整中であり、しばらくお時間いただいております。 くり返しとなりますが、市民の皆様を提供すべき情報につきましては、わかりやすく最新のものにすべきであると考えておりますので、今後も適切に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>〇〇 5月6日(火) 12:37 To 吹田市教育委員会学校教育部学校教育室</p> <p>その後、1ヶ月が経過しましたが、変更がありません。</p> <p>ご連絡をお願いします。</p> <p>2025年4月4日(金) 20:11 〇〇</p> <p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>ご連絡ありがとうございます。 現時点でホームページの該当箇所を確認すると文言やリンク先が修正されていないように見えるのですが、どういことでしょうか？ 修正でき次第、最新のホームページのリンク先をお知らせください。</p> <p>2025年4月4日(金) 16:10 吹田市教育委員会学校教育部学校教育室kyo_sido@city.suita.osaka.jp 〇〇様</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>平素より、本市教育行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、3月27日付のメールでいただいた標記の件につきましては、貴重な御意見を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>市民の皆様にご提供すべき情報につきましては、わかりやすく最新のものにすべきであると考えておりますので、今後も適切に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>こちらは吹田市です。 ホームページから問い合わせをいただきありがとうございました。</p> <p>【受付日時】: 2025-03-27 22:41:42 【参照元URL】: https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018281/1018294/1029927.html</p> <p><市からの回答> 回答を希望する</p> <p><お名前> 〇〇</p> <p><フリガナ></p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p><メールアドレス(回答希望の場合:必須)> ○○</p> <p><ご住所> 郵便番号: 都道府県: 大阪府 住所1: 住所2:</p> <p><電話番号></p> <p><FAX番号></p> <p><件名> 子育て政策室→すこやか親子室</p> <p><お問い合わせ内容> 部署が変更されたのに名称やリンク先が変更されていません。 吹田市版 学校へ行きづらい子供を支える保護者向けハンドブック も同様に変更されていません。</p> <p>該当のページまで辿り着くのに時間を要しましたので、改善してください。 同様に他にも最新になっていない箇所は修正してください。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
<p>もくもくの里 利用予約に関 して</p>	<p>このたび、「もくもくの里」を予約しておりましたが、当日、大雨警報の影響によりやむを得ずキャンセルのご連絡を差し上げました。当日キャンセルということでご迷惑をおかけしたことは承知しておりますが、電話対応された男性職員の方のご対応が非常に不快なものであったため、この場を借りて意見を申し上げます。</p> <p>日程の変更をお願いした際には、「日程変更はできません」「利用取消届を早急にFAXで送ってください」と、一方的な対応をされました。</p> <p>こちらが「FAXがないため、郵送で利用取消届と利用申込を送ることで1回で済ませたい」と申し出たところ、「とにかく利用取消届をホームページからダウンロードして早急に送ってください。食事を申し込んでないのなら、以上です。それからでないと申込は受け付けません。」と言われ、こちらの状況や意図にはまったく耳を傾けていただけませんでした。</p> <p>市のサービスでありながら、対応が極めて不親切で高圧的。利用者目線が著しく欠けていると感じました。</p> <p>また、申込・取消の手続きが「電話で確認し、申込書をFAXか郵送のみ」で、柔軟な対応がなされないのも非常に不便です。</p> <p>キャンセルと再予約を一度に済ませられるような運用や、FAXを使えない利用者への配慮(たとえば、EメールやWebフォームの活用)など、改善の余地が多いのではないかと考えます。</p> <p>利用者が気持ちよく市の施設を活用できるよう、今後のサービス改善を強く要望いたします。</p>	<p>平素より当施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。 ご指摘いただきました件につきまして、当該職員及び施設長に事実確認を行い、今後は同様のことが起らぬよう、全施設職員に対して電話対応マナーの再確認をするよう指導しました。引き続き、利用者の皆様へより良いサービスが提供できるよう、努めてまいります。</p> <p>施設の利用申請及び取消申請の提出方法につきましては、郵送とFAXに加え、吹田市立自然の家のホームページに書類提出フォームを設けており、事前連絡は必要となりますが、インターネットからの各種申請書類の提出を承っております。</p> <p>また、当該施設は、使用許可申請書の交付を受けたのちにキャンセルされる際、使用取消届を提出いただくことになっております。そのため、日程変更を希望する場合は、まず使用取消届を施設へ提出したのち、新しい利用希望日で再度使用許可申請書を提出しいただく必要がありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 今後とも、利用者の皆様が気持ちよく利用できるサービス提供に努めてまいります。</p>	<p>青少年室</p>	<p>R7.8.12</p>	<p>R7.8.18</p>